

雇用調整助成金等及び休業支援金等の支給に関する事後確認の実施について(厚生労働大臣宛て)

支	重複して支給されていた雇用調整助成金等及び休業支援金等の額等(1)	1億6133万円
支	同一月の休業を対象として二重に支給されていた休業支援金等の額(2)	2271万円
支	選定リストに掲載されていない事業主を検査した結果判明した雇用調整助成金等の不正受給額(3)	1億3315万円
支	(1)から(3)までの計	3億1719万円

1 雇用調整助成金等及び休業支援金等の事後確認の概要等

(1) 雇用調整助成金等の概要

雇用調整助成金は、雇用保険法等に基づき、景気の変動等により事業活動の縮小を余儀なくされた場合等に、雇用する雇用保険被保険者について休業又は教育訓練(以下「休業等」)を行った事業主に対して、事業主が支払った休業等に係る賃金の額(以下「休業手当」)に相当する額を対象として助成を行うなどするものである。雇用調整助成金については、令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症による雇用への影響が続く中で、特例として、支給対象となる事業主の要件を緩和するなどの措置が講じられた。また、厚生労働省は、雇用保険被保険者以外の労働者についても、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた措置の対象とするために、2年4月に緊急雇用安定助成金の制度を創設した(雇用調整助成金と緊急雇用安定助成金を「雇用調整助成金等」)。

(2) 休業支援金等の概要

同省は、休業していながら休業手当が支給されない労働者に対する措置として、2年6月に、雇用保険被保険者に対して休業開始前の賃金の額等により算定した額を支給する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金(以下「休業支援金」)の制度を創設した。また、同省は、雇用保険被保険者以外の労働者に対して休業支援金に準じて支給する新型コロナウイルス感染症対応休業支援給付金(以下「休業給付金」)の制度を創設した(休業支援金と休業給付金を「休業支援金等」)。

(3) 雇用調整助成金等及び休業支援金等の事後確認の概要

同省は、雇用調整助成金等及び休業支援金等の支給を迅速化するために、支給決定の際に行う審査(以下「事前審査」)の迅速化を行うなどの取組を行う一方で、雇用調整助成金等又は休業支援金等の支給後に不正受給の有無等の確認(以下「事後確認」)に取り組むことにより適切な支給を確保している。

2 本院の検査結果

2、3両年度に支給決定された雇用調整助成金等及び休業支援金等計5兆788億3640万円を対象として検査した。

(1) データが十分に活用されておらず、雇用調整助成金等と休業支援金等を重複して支給している事態の有無に関する事後確認が適切に行われていないなどの事態

同一労働者の同一期間における同一事業主の下での休業については、雇用調整助成金等と休業支援金等が重複して支給されること(以下「重複支給」)は制度上あり得ない。一方で、厚生労働本省において、休業支援金等の不正受給が疑われる場合以外には、事前審査や事後確認の際に重複支給の有無に着眼した確認を行うことについて労働局に指示していない。そこで、2年4月から4年2月までの支給データから、重複支給の可能性のある雇用調整助成金等及び休業支援金等^(注1)を抽出し、各労働局に対して確認を求めた。その結果、31労働局において、雇用調整助成金等又は休業支援金等計1億6133万円について、重複支給が行われていたり、不正に受給されたりしていた。

(注1) 31労働局 福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、石川、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、岡山、広島、山口、愛媛、高知、福岡、佐賀、宮崎、沖縄各労働局

(2) データが十分に活用されておらず、休業支援金等について同一月の休業を対象として二重に支給している事態の有無に関する事後確認が行われていないなどの事態

休業支援金等について同一月の休業を対象として再度の支給申請を行っていることが疑われる場合を除いて、同本省は、労働局に対して、休業支援金等について同一月の休業を対象として再度の支給申請が行われて二重に支給している事態(以下「二重支給」)が生じていないかについての事後確認を指示していない。そこで、前記の支給データから、二重支給の可能性のある休業支援金等を抽出し、各労働局に対して事実関係の確認を求めた。その結果、12労働局^(注2)において、二重支給が見受けられ、二重支給となっている休業支援金等のうち、支給額の少ない方の額は、2271万円に上ると認められる状況となっていた。

(注2) 12労働局 東京、神奈川、石川、長野、静岡、愛知、大阪、奈良、岡山、福岡、鹿児島、沖縄各労働局

(3) 雇用調整助成金等の支給に関する実地調査の対象とする事業主の範囲がリスクの所在等を踏まえて設定されていない事態

3年10月に同本省が労働局に対して発した通知によれば、雇用調整助成金等の支給を受けた事業主の事業所を訪問して行う調査(以下「実地調査」)の対象は、あらかじめリスト化しておくこととされている(このリストを「選定リスト」)。

本院は、事後確認について、令和2年度決算検査報告において、緊急雇用安定助成金については、不正な支給申請を行うリスクが相対的に高い状況となっていることなどに留意して、事後確認を行うことが肝要であると記述している。しかし、9労働局^(注3)において、4年3月末において選定リストに掲載されていた事業主について、掲載された契機^(注4)の状況等を確認したところ、①事前審査の際に申請内容に疑義があったこと、②不正受給に関する情報提供があったこと、③併給している他の助成金で疑義があったことによるものとなっていて、選定リストの対象とする範囲の設定は上記の本院が示したリスクの所在等を十分に踏まえたものとはなっていないおそれがあると思料された。そこで、上記①から③の事業主以外の事業主の中から、不正受給のリスクが相対的に高いと思料される8労働局^(注4)管内の66事業主を抽出して検査した。その結果、3労働局^(注5)管内の6事業主において、雇用している労働者は存在しないのに労働者を雇用したこととするなどして、雇用調整助成金等計1億3315万円を不正に受給している事態が見受けられた。このように、9労働局が選定リストの対象として設定した事業主の範囲は、不正な支給申請を行うリスクの所在等について十分に留意されたものであるとはいえない状況となっていた。

(注3) 9労働局 北海道、埼玉、千葉、東京、長野、静岡、愛知、京都、福岡各労働局

(注4) 8労働局 北海道、埼玉、千葉、長野、静岡、愛知、京都、福岡各労働局

(注5) 3労働局 北海道、埼玉、福岡各労働局

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置並びに要求する改善の処置

同本省において、雇用調整助成金等及び休業支援金等の適正な支給を確保するよう、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに改善の処置を要求する。

ア 保有するデータを活用するなどして重複支給の有無を事後確認することなどとして、それらの具体的な方法を策定すること、また、既に重複支給が確認された雇用調整助成金等及び休業支援金等について不正受給額を返還させる措置を講ずること(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めるもの)

イ 保有するデータを活用するなどして二重支給の有無を事後確認することとして、その具体的な方法を策定すること、既に二重支給が確認された休業支援金等について不適正な支給額を返還させる措置を講ずること(同法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めるもの)

ウ リスクの所在等に十分に留意して実地調査の対象とする事業主の範囲を設定することとする見直しを行い、見直し後においてリスクの程度を適切に評価することにより付した優先度に基づき実地調査の対象とする事業主を選定することとして、その具体的な方法を策定すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)